第五十三条の三に見出しとして「（清算中の農業共済団体の能力）」を付し、同条中「なお」を「、なお」に改め、同条を第七十四条とする。

第五十三条の二に見出しとして「（特定組合による権利義務の承継）」を付し、同条第一項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「他に」を「ほかに」に、「又は」を「、又は」に、「すべて」を「全て」に、「次項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、同条第三項中「第十五条第三項及び第十六条第四項」を「第二十条第三項及び第二十一条第一項」に、「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、同条第四項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「特定組合」を「特定組合」に改め、同条第五項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、同条を第七十三条とする。

第五十三条に見出しとして「（合併による権利義務の承継）」を付し、同条中「因つて」を「よつて」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第七十二条とする。

第五十二条に見出しとして「（合併の時期）」を付し、同条中「因つて」を「よつて」に改め、「第六十四条に規定する」を削り、同条を第七十一条とする。

第五十一条第一項中「定款及び共済規程」を「定款等」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の規定による役員のうち理事の選任には、第三十七条第十一項本文の規定を準用する。

第五十一条第三項中「第四十四条の二」を「第六十条」に改め、同条を第七十条とし、第五十条を第六十九条とする。

第四十九条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「一箇月」を「一月」に改め、同条を第六十八条とする。

第四十八条第三項中「第二十五条及び第二十六条」を「第三十一条及び第三十二条」に改め、同条を第六十七条とし、同条の前に見出しとして「（合併の手続）」を付する。

第四十七条に見出しとして「（解散による共済関係等の終了）」を付し、同条を第六十六条とする。

第四十六条に見出しとして「（解散事由）」を付し、同条第一項第二号中「合併」の下に「（合併により当該農業共済組合が消滅する場合に限る。）」を加え、同項第四号中「第百四十二条の六第三項」を「第二百十二条第三項」に改め、同条第三項中「第二十六条」を「第三十二条」に改め、同条第四項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「第五十三条の二第二項」を「第七十三条第二項」に改め、同条を第六十五条とする。

第四十五条に見出しとして「（総代会）」を付し、同条第一項中「は、定款の」を「及び全国連合会は、農林水産省令で定める基準に従い定款で」に改め、同条第三項中「農業共済組合」を「当該農業共済組合又は全国連合会」に改め、同条第四項中「第三十一条第三項」を「第三十七条第三項」に、「第三十二条及び第四十一条」を「第三十八条及び第五十四条」に改め、第二章第三節中同条を第六十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

（区分経理）

第六十二条　農業共済団体は、その会計を農林水産省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。

（責任準備金の積立て）

第六十三条　農業共済団体は、毎事業年度の終わりにおいて存する共済責任又は保険責任につき、農林水産省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

（準備金の積立て）

第六十四条　農業共済団体は、不足金の補塡に備えるため、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度の剰余金の中から準備金を積み立てなければならない。

第四十四条の二に見出しとして「（特別の議決）」を付し、同条を第六十条とする。

第四十四条に見出しとして「（総会の議事）」を付し、同条第一項中「定の」を「定めの」に改め、同条第四項中「第三十八条第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同条を第五十九条とする。

第四十三条に見出しとして「（総会の議決事項）」を付し、同条第一項第一号中「定款」を「定款等」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「定款又は共済規程若しくは保険規程」を「定款等」に改め、同条第三項中「第二十五条及び第二十六条」を「第三十一条及び第三十二条」に改め、同条を第五十八条とし、第四十二条の三を第五十七条とする。

第四十二条の二第一項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条を第五十六条とし、同条の前に見出しとして「（参事）」を付する。

第四十二条に見出しとして「（準用）」を付し、同条を第五十五条とする。

第四十一条に見出しとして「（役員の改選の請求）」を付し、同条第一項中「因り」を「より」に改め、同条第二項ただし書中「、定款又は共済規程若しくは保険規程」を「又は定款等」に改め、同条第四項中「且つ」を「かつ」に改め、同条を第五十四条とする。

第四十条に見出しとして「（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）」を付し、同条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「掲げる」を「規定する」に、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条を第五十三条とする。

第三十九条に見出しとして「（定款その他の書類の備付け及び閲覧）」を付し、同条第一項中「定款、共済規程又は保険規程」を「定款等」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第二項中「掲げる」を「規定する」に改め、同条を第五十二条とする。

第三十八条に見出しとして「（組合員に対する通知又は催告）」を付し、同条第一項中「あてる」を「宛てる」に改め、同条を第五十一条とし、第三十七条を第五十条とする。

第三十六条第一項中「また」を削り、同条を第四十九条とする。

第三十五条第二項中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条を第四十八条とし、同条の前に見出しとして「（総会の招集）」を付する。

第三十四条の二に見出しとして「（監事の職務）」を付し、同条第三号中「定款」を「定款等」に改め、同条を第四十七条とする。

第三十四条に見出しとして「（理事の自己契約等の禁止）」を付し、同条中「また」を削り、同条を第四十六条とする。

第三十三条の六に見出しとして「（仮理事）」を付し、同条を第四十五条とする。

第三十三条の五に見出しとして「（理事の代理行為の委任）」を付し、同条を第四十四条とする。

第三十三条の四に見出しとして「（理事の代表権の制限）」を付し、同条を第四十三条とする。

第三十三条の三に見出しとして「（代表）」を付し、同条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十三条の二に見出しとして「（業務の決定）」を付し、同条を第四十一条とする。

第三十三条に見出しとして「（役員の兼職禁止）」を付し、同条中「相兼ねては」を「兼ねては」に改め、同条を第四十条とする。

第三十二条の二に見出しとして「（役員の忠実義務）」を付し、同条第一項中「定款、共済規程又は保険規程」を「定款等」に改め、同条第二項中「責に任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第三項中「責に任ずる」を「責任を負う」に、「第四十条第一項に掲げる」を「第五十三条第一項に規定する」に改め、「また」を削り、同条を第三十九条とする。

第三十二条に見出しとして「（役員の任期）」を付し、同条第二項中「場合は」を「場合にあつては、」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第三十三条の六」を「第四十五条」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十一条に見出しとして「（役員の定数及び選挙又は選任）」を付し、同条第三項本文中「定款の」を「定款で」に、「は創立総会」を「にあつては、創立総会」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「農業共済組合」の下に「又は全国連合会」を加え、「定款の」を「定款で」に改め、同条第四項ただし書中「定款の」を「定款で」に改め、同条第五項中「第十七条第二項」を「第二十二条第二項又は第三項」に改め、同条第十項中「定款の」を「定款で」に、「の役員は」を「の役員にあつては」に改め、同条第十一項本文中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「組合等の組合員等で法人等でないもの、組合員たる組合等の組合員等である法人等の業務を執行する」を「農業共済組合の」に改め、「職員」の下に「とし、全国連合会にあつては組合員たる農業共済団体の役員又は組合員たる個人若しくは組合員たる法人等（農業共済団体を除く。）の業務を執行する役員」を加え、同項ただし書中「理事」の下に「の定数の少なくとも四分の三」を加え、「組合等の組合員等で法人等でないもの、同意者たる組合等の組合員等である法人等の業務を執行する」を「農業共済団体の」に改め、同条を第三十七条とする。